

作成支援ツール等を活用した水安全計画の策定

水安全計画における危害分析について、水道システムには**様々な危害原因事象が存在**します。また、**各プロセスによって、発生する危害原因事象も異なります**。

例えば、水源流域では油や農薬の流出、耐塩素性病原生物等があり、水源では工事に伴う水質悪化や降雨時の高濁度、浄水場では薬品の過剰注入、残留塩素不足、注入機故障・注入管破損、配水管では腐食、赤水、黒水などが危害原因事象として考えられます。

また、水道事業者の所有物ではない貯水槽水道や、気象等の要因も危害原因事象として挙げられます。

このような**膨大でかつ多岐にわたる種類の危害原因事象について、限られた予算や人員では、すべての危害に十分に対応することは困難**です。

そこで、これらの危害の優先順位（リスクレベル）を設定します。

リスクレベルは、想定される危害原因事象について、発生頻度と影響の程度を検討し、設定します。

| | | | | 危害原因事象の影響程度 | | | | |
|----------|-----------|----------|---|-------------|-----------|----------|----|----|
| | | | | 取るに 足りない | 考慮を 要す | やや 重大 | 重大 | 甚大 |
| | | | | a | b | c | d | e |
| 発生 頻度 | 頻繁に起こる | 毎月 | E | 1 | 4 | 4 | 5 | 5 |
| | 起こりやすい | 1回/数ヶ月 | D | 1 | 3 | 4 | 5 | 5 |
| | やや起こりやすい | 1回/1～3年 | C | 1 | 1 | 3 | 4 | 5 |
| | 起こりにくい | 1回/3～10年 | B | 1 | 1 | 2 | 3 | 5 |
| | めったに起こらない | 1回/10年以上 | A | 1 | 1 | 1 | 2 | 5 |

出典：水安全計画ガイドライン（厚生労働省）

つまり、社会的な影響が「甚大」でかつ「頻繁に起こる」原因事象については、リスクレベルが高くなりますが、逆に「頻繁に起こる」が「取るに足りない」ような原因事象については、リスクレベルは高くする必要はないということです。

ポイントは、**事業全体を俯瞰し、もれなくリスクレベルの設定**を行うことで、対外的にも説明責任を果たすための根拠となります。需要者への説明のツールの一つとして、**水質面におけるリスクマネジメント**を導入しませんか？

【根拠文献】

- ・水安全計画策定ガイドライン